

神奈川県提案(令和元年)について

管理番号(注1)	提案事項(事項名)	制度の所管・関係府省庁	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針
1	210	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	厚生労働省、環境省 —(注2)
2	211	マイナンバー制度における適切な情報提供	内閣府、総務省 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。
3	212	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	内閣府、厚生労働省 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
4	213	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	厚生労働省 学校給食をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。
5	215	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定の実施	農林水産省 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう遅滞なく決定する。
6	216	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	農林水産省 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体に周知する。また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。
7	217	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農林水産省 農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。
8	218	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	国土交通省 土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請(19条5項)等の手続きについては、都道府県知事を經由しないこととし、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を令和元年度中に改正する。
9	219	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	総務省 試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

(注1)「管理番号」は、国(内閣府)の整理により付されたものであり、内閣府HPから同番号に基づき、提案事項の検討の経過等を確認することができます。

(内閣府HP: 令和元年の提案募集について)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/index-h31.html>

(注2)「—」は、現時点では検討せずに、「改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象」とするとされた項目です。